

平泉町地域おこし協力隊（民間企業等雇用型）受入事業者 募集要項

1 趣旨

平泉町では、令和5年度から地域おこし協力隊制度を活用し、地域外の人材の誘致を図るとともに、その定住・定着に向けた取組を行ってきました。

現在委嘱している地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）の人数は、令和8年4月1日時点で8名ですが、町では今後も地域おこし協力隊制度を「地域活性化」と「移住・定住」の両面を促進するための有効な手段として活用していくこととしており、隊員の更なる受入れを目指しています。

そのため、「民間企業等雇用型」として、自ら提案した地域おこし活動に隊員と共同で取り組む意欲のある企業や団体等（以下「受入事業者」という。）を募集します。

【地域おこし協力隊制度】

都市地域から過疎地域等の条件不利地域等に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、隊員は一定期間（おおむね1年以上3年以下の期間）その地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援など多様な分野の「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

【地域おこし協力隊活動】

国の「地域おこし協力隊推進要綱」に規定する地域協力活動と、受入事業者の下で隊員が進める平泉町への定住・定着に向けた取組を総称したものをいいます。

2 応募要件

受入事業者への応募に当たっては、次の各号に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 町内に本店、支店、営業所、活動拠点を置く法人又は町内に住所を置く個人事業主であること。

※応募時点で(1)の要件を満たしていない場合、隊員の委嘱時まで(1)の要件を満たすことを条件として、応募要件を満たしているものとみなします。

- (2) 隊員を、事業を運営するための単なる補充人材ではなく、新たな取組や挑戦のために必要な「担い手候補者」として雇用すること。
- (3) 隊員の活動内容、研修内容に責任を持ち、隊員に対して必要な技術や知識を提供する意志を有していること。
- (4) 隊員の町内での生活を支援するための対策を講ずること。
- (5) 隊員の任期終了後、雇用の継続や独立の支援など、サポートを継続する意志を

有していること。

- (6) 運営に関する規則（定款、規約、会則等）を有し、責任者が明確であること。
- (7) 町税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業を行う事業者でないこと。
- (11) 政治活動団体及び宗教活動団体でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団と関係を有していないこと。

3 民間企業等雇用型の仕組み

(1) 受入事業者・隊員・町の関係

- ア 受入事業者と町は、委託契約を締結します。
- イ 町は、隊員を委嘱します。
- ウ 受入事業者と隊員は、雇用契約を締結します。

(2) 受入事業者・隊員・町それぞれの役割

ア 受入事業者

- (ア) 町による隊員の募集を支援すること。
- (イ) 町と協議した上で、隊員と共同で活動計画書を作成し町に提出すること。
- (ウ) 自ら提案した地域おこし協力隊活動に、隊員を単なる補充人材ではなく、「担い手候補者」として従事させるとともに、隊員に対して必要な知識や技術を提供すること。
- (エ) 隊員と共同で協力隊業務報告関係書類（活動日報・月報・年報、及び活動経費報告関係書類等）を作成し、町に提出すること。
- (オ) 雇用契約に基づいて、隊員に対して報酬を支払うとともに、消耗品費や旅費などの活動費を支出して隊員との共同活動に必要な環境を整備すること。
- (カ) 隊員の町内での生活を支援すること。
- (キ) 隊員の任期終了後の定住・定着を支援すること。

イ 隊員

- (ア) 町と協議した上で、受入事業者と共同で活動計画書を作成すること。
- (イ) 活動計画書に基づいて、受入事業者が提案した地域おこし協力隊活動に従事すること。

- (ウ) 活動計画書に基づいて、定住・定着に向けた活動に取り組むこと。
- (エ) 受入事業者と共同で協力隊業務報告関係書類（活動日報・月報・年報、及び活動経費報告関係書類等）を作成すること。
- (オ) 隊員活動の公表及び周知に努めること。

ウ 町

- (ア) 隊員を募集すること。
- (イ) 委託契約に基づいて、隊員の報酬及び活動費に相当する委託料を予算の範囲内で受入事業者を支払うこと。
- (ウ) 受入事業者と隊員による活動計画書の作成を支援すること。
- (エ) 隊員活動の公表及び周知を支援すること。

(3) 財政支援

町から受入事業者を支払う委託料は、隊員 1 人当たり年額金 5,500,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

4 スケジュール

内 容	時 期
受入事業者の募集開始	令和 8 年 8 月 28 日（金）
応募書類の提出期限	令和 8 年 9 月 9 日（水）午後 5 時
選考会（プレゼンテーション）	令和 8 年 9 月中旬
受入事業者の決定	令和 8 年 9 月中旬
隊員の募集開始	令和 8 年 10 月上旬頃
町と受入事業者による隊員の選考	令和 8 年 12 月中旬
隊員の決定・着任準備	令和 9 年 1 月～3 月
受入事業者と町が委託契約を締結 町が隊員を委嘱 受入事業者と隊員が雇用契約を締結	令和 9 年 4 月 1 日
受入事業者と隊員が活動を開始	令和 9 年 4 月上旬～

※スケジュールは隊員の応募状況等により変更となる場合があります。

5 応募手続

(1) 提出書類

- ア 平泉町地域おこし協力隊受入事業者申込書（様式第 1 号）
- イ 事業計画提案書（様式第 2 号）
- ウ 隊員受入計画書（様式第 3 号）
- エ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類
- オ 直近の決算書等、財務状況が分かる書類

カ 隊員の労働条件を記載した書類

※『2 応募要件(1)』について、令和8年度内に町内で起業（創業）し、その法人等で隊員を雇用する場合は、隊員の委嘱時までに(1)の要件を満たすことを条件として、『エ』、『オ』、『カ』の提出書類に替わって、創業計画書（任意様式、スケジュール・業務内容が把握できるもの）を提出すること。なお、創業後は速やかに『エ』、『オ』、『カ』の書類を提出すること。

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出方法

提出先に直接提出又は郵送

(4) 提出期限

令和8年9月9日（水）午後5時必着

6 受入事業者の選定

(1) 選定方法

ア 提出書類により、応募要件の具備のほか、事業の実現性や継続性、隊員への支援の内容などを確認します。

イ 町が設置する選考委員会において、別紙「平泉町地域おこし協力隊受入事業者 選定評価基準」により、本募集要項に定める要件及び業務遂行能力、事業の実現性、継続性、独自性などを総合的に評価して選定します。

※選定の過程で、提出書類の補正を求める場合があります。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

イ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(3) 選定結果の通知

選考委員会実施後、速やかに応募者に対して通知します。

7 その他

(1) 提出書類は返却しません。（提出書類は、受入事業者の選定以外の目的には使用しません。）

(2) 書類提出後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。

(3) 受入事業者を選定後、本募集要項に定める応募要件を満たさなくなった場合は、受入事業者の資格を取り消します。

(4) 隊員の受入れは、平泉町一般会計予算の成立を前提としており、予算の状況

によっては、契約を締結しないことや内容等に変更が生じることがあります。

- (5) 財政支援は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源とするもので、同要綱が改正された場合は、支援額に変更が生じることがあります。
- (6) 隊員の活動期間は、原則1年以内とし、3年を限度として期間を更新することができます。財政支援の期間も同様となります。

8 問い合わせ先・応募関係書類提出先

〒029-4192 平泉町平泉字志羅山 45-2

平泉町まちづくり推進課 地域おこし協力隊受入事業者募集担当

電話番号：0191-46-5578

E-mail：kikaku@town.hiraizumi.iwate.jp